

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和3年6月17日

北海道せき損センター  
契約担当役 院長 三浪 明男

## 1 工事概要

- (1) 工事名 厨房空調機更新工事
- (2) 工事場所 北海道美唄市東4条南1丁目3-1
- (3) 工期 令和3年7月16日～令和4年2月28日

## 2 競争参加資格

- (1) 当該一般競争において、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。  
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約の履行にあたり品質、数量について不正行為をしたもの、公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者等でその事実があった後2年を経過しないものでないこと。
- (4) 令和1年・2年・3年度の国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務提供」のうち営業品目「建物管理等各種保守管理」A、B、C又はDの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 平成22年4月1日以降に、元請けとして完成・引渡し完了した、病床数150床以上の病院において空気調和設備の設置又は更新工事の施工実績を有すること。
- (6) 一級若しくは二級管工事施工管理技士を取得し、3年以上の実務経験を有する者を主任技術者として当該工事に専任で配置できること。  
また、一級若しくは二級管工事施工管理技士の免許の写しを提出すること。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人労働者健康安全機構理事長から独立行政法人労働者健康安全機構の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成7年3月1日付け労働福祉発第350号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 北海道内に営業所を有し、本公告に示した工事概要を確実に履行し得ることを証明できるものであること。

## 3 入札手続等

- (1) 担当部課  
〒072-0015 北海道美唄市東4条南1丁目3-1  
北海道せき損センター  
会計課契約係 電話 0126-63-2151
- (2) 入札説明書等の交付期間、場所  
令和3年6月17日 ～ 令和3年7月14日  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）  
〒072-0015 北海道美唄市東4条南1丁目3-1  
北海道せき損センター  
会計課契約係 電話 0126-63-2151

- (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法  
入札書受領期限 令和3年7月14日 17時00分  
開 札 日 令和3年7月16日 11時00分  
北海道せき損センター会計課契約係に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

#### 4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金  
免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の10を違約金として徴収する。
- (3) 契約保証金  
請負代金額の10分の1（詳細は別添資料参照）
- (4) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法  
労働者健康安全機構会計規程第42条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
- (6) 手続における交渉の有無  
無
- (7) 契約書作成の要否  
要
- (8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無  
無
- (9) 関連情報を入手するための紹介窓口  
3（1）に同じ。
- (10) 本工事の施行に当たる者は警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、独立行政法人労働者健康安全機構発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。
- (12) 詳細は、入札説明書による。